

富良野市

子ども支援ガイドブック

～みんなで考える 未来への1歩～



令和8年3月発行

富良野市教育委員会

目次

- 1 富良野市第5次特別支援教育マスタープラン 基本理念・・・P 1
- 2 関係機関との連携体制・・・P 2
- 3 教育的な支援の充実と支援体制・・・P 3
- 4 富良野市の特別支援教育
 - (1) 学校での支援体制・・・P 4～5
 - (2) 「すくらむふらの」の活用・・・P 6
 - (3) 個別の教育支援計画と個別の指導計画・・・P 7
- 5 各発達段階に応じた具体的な支援《就学前》
 - (1) 小学校就学までの取組・・・P 8～9
- 6 各発達段階に応じた具体的な支援《小学校》
 - (1) 子ども1人ひとりに合わせた教育・・・P 10～11
 - (2) 小学校での支援体制・・・P 12
 - (3) 小学校通級指導教室 【ことばとまなびの教室】・・・P 13～14
- 7 各発達段階に応じた具体的な支援《中学校》
 - (1) 子ども1人ひとりに合わせた教育・・・P 15～16
 - (2) 中学校での支援体制・・・P 17
 - (3) 中学校通級指導教室・・・P 18～19
 - (4) 中学校における進路指導・・・P 20
- 8 富良野市の療育支援体制
 - (1) 早期療育の連携とサービス申請の流れ・・・P 21
 - (2) 児童福祉サービス・・・P 22
- 9 相談による支援
 - (1) 小・中学校における支援実施までの流れ・・・P 23
 - (2) 子どもに関する相談支援・・・P 24
- 10 資料
 - (1) 発達検査等・療育手帳・・・P 25～26
 - (2) 医療との関わり・・・P 27
 - (3) 各種相談機関の連絡先・・・P 28



1 富良野市第5次特別支援教育マスタープラン 基本理念

基本理念

スローガン

「すべては子どもたちのために
すべての子どもたちのために」

教育と福祉が中心となり、障がいのあるなしにかかわらずお互いを尊重し、生涯にわたって富良野で共に学び育ち、支え合う環境をつくります。

すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしにかかわらず、お互いに個性を尊重し合いながら、夢と希望をもって心豊かに、たくましく育ち合う教育を推進するために、一人一人のニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことができるよう教育環境を整備することを富良野市の特別支援教育の基本理念とします。

基本方針

- ① 「第6次富良野市総合計画」を上位計画と位置付け、「第2次富良野市教育振興基本計画」「第3期富良野市子ども・子育て支援事業計画」「富良野市地域福祉計画」「富良野市障がい者計画」などとの整合性を図った富良野市第5次特別支援教育マスタープランを策定し、特別支援教育を推進します。
- ② 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者が、安心して地域で学び、育ち、働き、生活できるような社会を実現できる基盤づくりを目指します。

基本目標

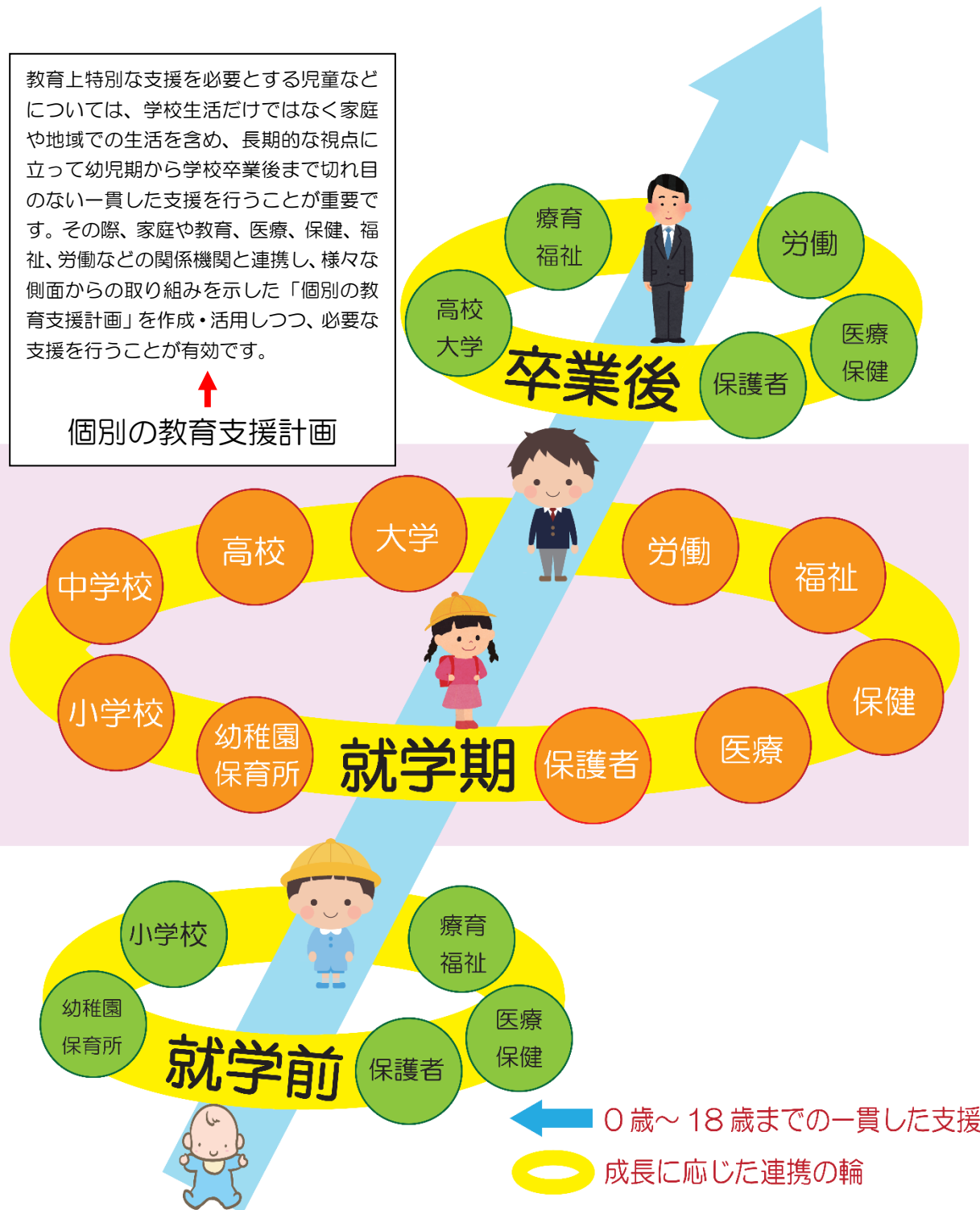
- ① 富良野市における特別支援教育の基本理念の共有
 - ・富良野市第5次特別支援教育マスタープランの方向性の確認と具体的実践
- ② 多様な教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
 - ・児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化と特別支援教育に係る専門性の向上
- ③ 生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制
 - ・学校と地域の関係機関との連携の促進とライフステージ間の切れ目ない支援の強化
- ④ 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学び生活できる環境整備
 - ・児童生徒の様々な困り感に対応する支援の充実と合理的配慮の提供
- ⑤ 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進
 - ・学びのフォローアップの促進と関係機関の協働による支援体制の強化

2 関係機関との連携体制

個別の支援計画「障がいのある子どもを生涯にわたって支援」

教育上特別な支援を必要とする児童などについては、学校生活だけではなく家庭や地域での生活を含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行うことが重要です。その際、家庭や教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、様々な側面からの取り組みを示した「個別の教育支援計画」を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

↑
個別の教育支援計画



引用 「特別支援教育に関する基本方針（改訂版）」
（北海道教育委員会 平成30年）より一部編集し掲載

3 教育的な支援の充実と支援体制

早期からの就学相談

教育委員会では就学前（年長児）だけではなく、早期からの就学相談を実施しています。早期から就学相談を行うことで保護者の不安軽減を図り、保護者と小学校との教育相談の機会を設定するなど、安心して就学できる体制を構築しています。

幼・保・小学校の連携

- 就学時健康診断の前に小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所に訪問し、就学前の子どもの様子を見学し、子どもの困り感に応じて医療や各専門機関と連携し、早期から支援できる体制づくりを行っています。
- 幼稚園・保育所や児童発達支援機関との連携を図り、小学校への適切な引き継ぎがなされるようにしています。
- 保護者に対しては、就学に関わる不安の軽減や小学校での支援をより充実させるため、適切な情報提供と就学相談の充実に取り組んでいます。
- 「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを効果的に活用し、指導・支援の充実に繋げています。
- 幼・保・小連携会議で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共有し、幼稚園・保育所の先生が小学校の授業見学に行くなど、指導のスキルアップのための研修の充実を図っています。

小学校・中学校の連携

- 中学進学の際に「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画についての引き継ぎを行っています。
- 卒業後の適切な進路選択がなされるよう、中学校生活や学習に関わる情報提供を行うとともに、保護者や関係機関との連携を図っています。
- 特別支援連携協議会で特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任のスキルアップのための研修の充実を図っています。

中学校・高校の連携

- 高校卒業後の適切な進路選択がなされるよう、高校生活や学習に関わる情報提供を行うとともに、保護者や関係機関との連携を図っています。
- 高校受験前には教育相談の場を設定し、それまで行ってきた支援の内容について共有するとともに、受験時のサポート体制についても相談しています。
- 高校進学の際に「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画についての引き継ぎを行っています。

4 (1) 学校での支援体制①

学校での支援体制

富良野市の支援体制は、以下の体制を基本としています。子どもの実態と保護者の希望を考慮して、必要な支援を検討します。

	体制	支援内容
①	通常学級	○学級担任・教科担任（※以下「担任」）による声かけ・配慮 ○特別支援教育支援員（※下記参照、以下「支援員」）による声かけ
②	通常学級 ＋ 経過観察	○担任による声かけ・配慮 ○支援員による声かけ ○学校と保護者で定期的に教育相談を実施 ○経過観察児童生徒用シートの作成
③	通常学級 ＋通級指導教室 （ことばとまなび の教室）	○週1～2回、通級指導教室での指導（P13参照） ○子どもに合った自立活動の設定 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
④	特別支援学級	○個別・少人数での指導 （子どもの実態に応じて、個別・少人数指導の時間割合は変わります） ○通常学級での指導の際に特別支援学級の先生がサポート ○子どもに合った自立活動の設定 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

特別支援教育支援員とは？

特別支援教育支援員（以下「支援員」）は、支援や配慮を必要とする子どもに対し、校内で連携しながら、学習・生活の両面から教育的支援（介助を含む）を行います。

例えばこのような支援をしています。

- 食事介助、衣服の着脱の介助、排泄介助
- 発達障がい（疑いも含む）のある子どもに対し、安全確保や居場所の確認、黒板の文字の読み上げ、代筆、学習支援
- 教室間移動等における車椅子の乗り降りの介助、製作や調理、活動の補助
- 体育や保健体育また図画工作や美術などでの安全面の確保、てんかん発作等の把握
- 学校行事において、校外での安全面の確保、乗り物の乗降の介助
- 支援が必要な子どもへの接し方の見本となる など

支援員は、授業そのものを行うことはできませんが、子どもが安心して学校生活を送るためになくてはならない存在です。

4 (1) 学校での支援体制②

経過観察とは？

経過観察の子どもは、通常学級での学習を基本とし、担任や支援員などが連携して子どもに困り感がないかを注意深く見極めながら、必要に応じて声かけや配慮を行います。また、保護者・担任・特別支援教育コーディネーターの三者で定期的に教育相談を行い、子どもの成長と課題、課題についての対策を共有・相談して、学校と家庭それぞれの役割を確認しながら支援を継続します。

一方で、その子に合った学習内容や学習方法が必要である、苦手なことの克服のために個別に取り組む必要があるなど、子どもの特性や課題に合わせた教育課程が必要な場合、教育相談の中で特別支援学級への在籍変更を検討することもあります。

特別支援学級への在籍変更は、年度途中でも可能です。特別支援学級への在籍変更を保護者が希望された場合、校内支援委員会での話し合いを経て、富良野市特別支援連携協議会で最終的に認定され、在籍変更となります。

特別支援学級での学習

特別支援学級では、「子ども一人一人が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているか」という視点で教育課程が編成されています。また、「子ども一人一人が自立を目指し、学習面や生活面での困り感を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を基盤を培う」ことを目的に自立活動を取り入れています。

内容については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章で示されている6区分、27項目の中から、その子どもが必要な項目を選び、関連付け、具体的な指導内容を設定します。

指導に当たっては、子ども一人一人に自立活動の個別の指導計画を作成し、それに基づいて行います。また、自立活動の時数は、子どものニーズに合わせて決められます。自立活動を一週間の時間割の中に位置付ける場合は、各教科等の授業時数の一部を充てますので、交流学級とは別に個別指導が行われます。



4 (2) 「すくらむふらの」の活用

すくらむふらの

「すくらむふらの」は子どもの成長を記録することで、保護者と保健、医療、福祉、教育などの関係機関が『スクラム』を組んで、子どものよさや課題について共通理解を図り、育ちと学びを応援（支援）していくためのファイルです。（すくらむふらの＝様式1～11すべてを指します）

このファイルは、保護者や家族、関係機関が子どもの成長を記録し、育ちや学びの大切な手がかりを込めていくことで、多くの場面で有効に活用されていきます。

【ファイルの種類】

様式1 フェイスシート	様式7-2 サポート一覧
様式2 保健・医療・相談・支援などの記録	様式8-1 個別支援計画
様式3-1 教育の記録	様式9 同意書
様式3-2 習い事や塾、地域のサークルなどの記録	様式10-1 医療に関する情報
様式4 妊娠・出産・発育の様子	様式10-2 児童相談所や特別支援教育センター等の相談歴
様式5-1 発育・発達の様子	様式10-3 手帳等に関する情報・権利擁護に関する情報
様式5-2 発育・発達の様子	様式11-1 学校・園での特別支援の記録
様式6-1 子ども理解シート（就学前）	様式11-2 発達支援や福祉サービスの記録
様式6-2 子ども理解シート（小学校）	
様式6-3 本人理解シート（中学校）	
様式7-1 サポートマップ	

【活用方法】

「すくらむふらの」の作成者	「すくらむふらの」は保護者が所有し、保護者自らが書き込み作成します。 「子ども理解シート」などは、面談時に学校と一緒に作成します。 《学校で作成するもの》 ※個別の教育支援計画は保護者や関係機関とともに学校が作成し、保護者に渡します。（個別の教育支援計画の写しを学校でも保管し活用する）
活用方法	学校と保護者の面談の際に「すくらむふらの」を持ってきてもらい、相談時の資料として活用し、必要書類は「すくらむふらの」に綴っていきます。 ※面談の資料として様式6「子ども理解シート」を有効活用する。
配布対象	就学前 ⇒ 療育（通園センター・すくすく）利用者 就学後 ⇒ 特別支援学級在籍の児童生徒・通級指導教室在籍の児童 その他 ⇒ 上記以外で必要とする（希望する）児童生徒
配布時期	①就学前に療育を利用 ⇒ 療育利用開始時に配布（こども家庭センター） ②就学時に特別支援・通級を希望 ⇒ 学校から配布（教育支援課が準備） ③就学中に特別支援・通級に変更 ⇒ 学校から配布（教育支援課が準備）

4 (3) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

学校との情報共有

小・中学校では、支援や配慮を必要としている子どもについて、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することになっています。これらは保護者と学校が協働で目標を立て、手立てを検討し評価を行うことを繰り返しながら、子どもの成長を皆でサポートしていくためのものです。

個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、保護者と教育、医療、保健、福祉関係者とが、子どもにかかわる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などを計画したものです。

- 子どもが受けてきた支援に関する資料（個別の支援計画、子ども理解シート、個別の教育支援計画など）をもとに作成しますので、担任や特別支援教育コーディネーターと共有しましょう。
- 目標や目指す子どもの姿は、1年～3年後を想定して設定します。
- 保護者として、目指す子どもの姿を考えておきましょう。
- 家庭での役割を明確にして、学校と関係者と共に取り組みましょう。
- 評価は1年～3年ごとに行います。教育相談にて、関係者全員で子どもの成長と課題について話し合い、次の支援目標・内容について、共に考えていきます。

年数が経てば子どもは成長し、成長ごとに新たな課題が待ち受けているものです。そのような時に、関係者の皆が保護者を支えるためのツールが「個別の教育支援計画」です。

個別の指導計画

個別の指導計画は、子ども一人一人の状況などに応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、また個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだものです。

- 過去に実際に受けた支援や指導を参考に作成しますので、事前に特別支援教育コーディネーターと情報を共有しましょう。
- 目標や目指す子どもの姿は、長期目標を1年後に、短期目標を通知表に合わせて設定します。
- 保護者として、目指す子どもの姿、早急に取り組みたい課題をいくつか考えておきましょう。
- 家庭の役割を明確にして、学校と共に取り組みましょう。
- 評価は通知表に合わせて行います。教育相談の中で子どもの成長と課題について担任・特別支援教育コーディネーターと話し合い、次の支援目標・内容について、共に考えていきます。

作成した個別の教育支援計画と個別の指導計画は、「すくらむふらの」のファイルに綴じておきます。「すくらむふらの」は、教育相談のたびに持参して、関係者の皆と情報を共有しましょう。

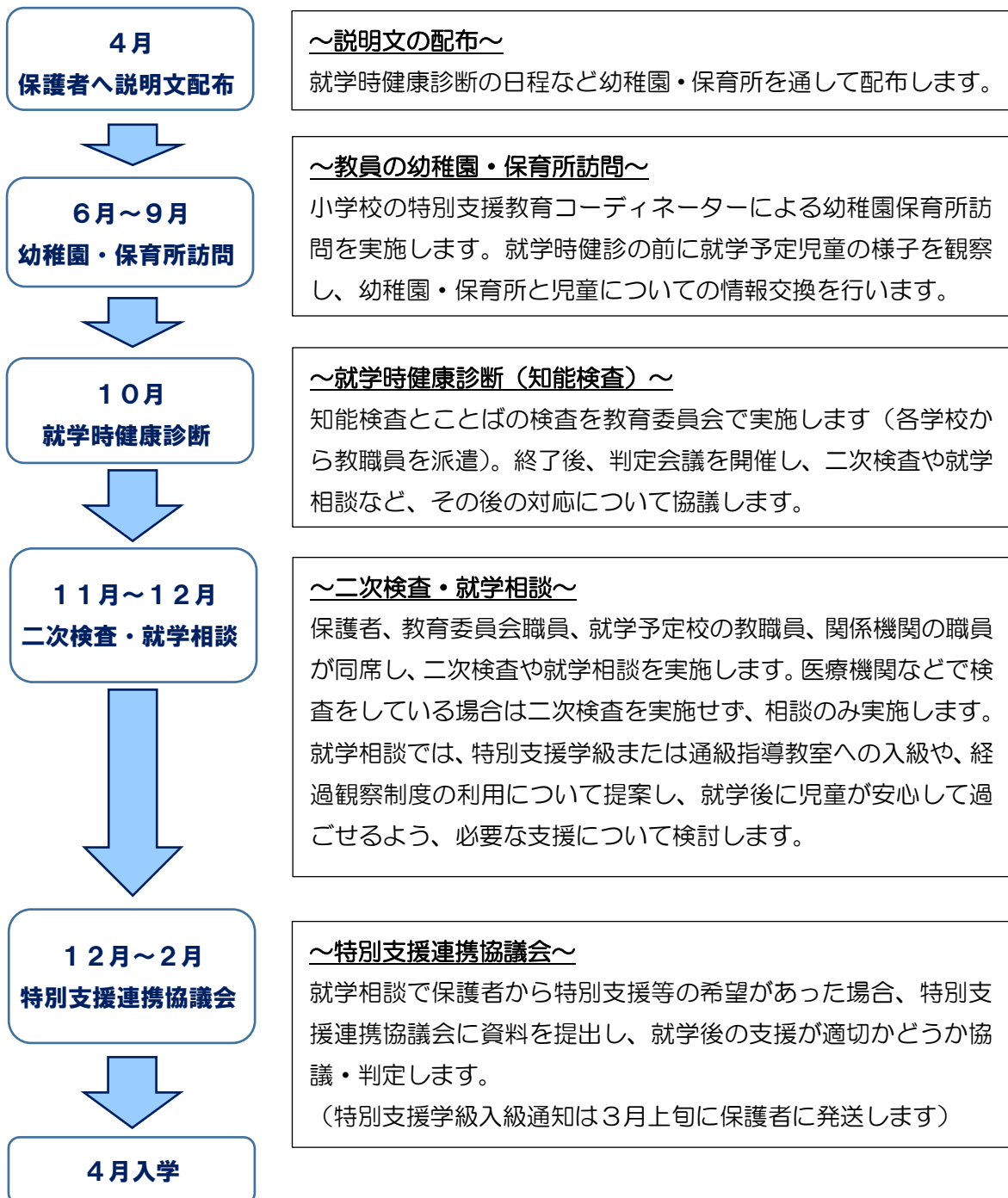
5 (1) 小学校就学までの取組①

小学校就学に向けて

児童の実態に応じて、就学時健康診断を待たずに就学相談の希望があれば、保護者や療育担当者から随時就学相談を受け付けています。就学相談は、保護者、就学予定校の教職員、療育担当者、教育委員会で行います。

(医師等から「特別支援学級で支援を受けることが望ましい」等の助言を受けている場合など)

就学前（年長児）の一年間の流れ



5 (1) 小学校就学までの取組②

就学時健康診断とは？

新入学を迎える子どもは、入学前に健康診断を受けることが「学校保健安全法」で定められています。富良野市では子どもが安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、富良野市特別支援連携協議会（※下記参照）と連携して、就学時健康診断を含め1年間かけて就学に向けた支援体制の準備をしています。（左図参照）

富良野市の就学時健康診断は、【知能・ことばの検査・視力・聴力検査】と【内科健診・歯科健診】を2日に分けて行っています。知能検査は、就学予定校のグループごとに検査を行います。ことばの検査については保護者も同席し、個別で検査を行います。

★案内…9月中旬ごろに各幼稚園・保育所を通して配布されます。

※日程調整の都合上、事前に日程を伝えることはできませんので、配布された文書で確認をお願いします。

★結果…11月上旬ごろに各幼稚園・保育所を通して配布されます。

二次検査・就学相談とは？

知能検査・ことばの検査では、当日の検査の点数が基準に満たなかった場合や点数に関わらず検査時に気になる様子があった場合、二次検査や就学相談を実施しています。（医療機関などで検査をしている場合は、二次検査（知能検査）を実施せず就学相談のみとなります。）

就学相談では、就学予定校の先生や関係機関の職員、教育委員会の職員などが同席し、必要な支援・就学後の方向性について、保護者と一緒に検討します。

学校での支援を希望する場合

二次検査や就学相談を経て、就学後の支援（特別支援学校への入学、特別支援学級への入級、通級指導教室〈ことばの教室〉への通級）を保護者が希望する場合、特別支援連携協議会において就学後の支援について協議・判定します。

その後、希望の支援が適切と判定された場合には、3月に入級通知が送られ、4月の入学を迎えることとなります。

※富良野市特別支援連携協議会は、教職員、医療関係者、児童福祉施設職員、行政職員などで構成されています。就学に関する相談や支援のほか、特別支援学級在籍やことばとまなびの教室への入退級などに関わる協議・判定を行います。

6 (1) 子ども1人ひとりに合わせた教育①


基本方針(小学校)

- 未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくります。
- 子どもたちが将来に夢や希望をもち、日常の学校生活や学習に意欲的に取り組むことができるように、本人の関心やよさを生かしたキャリア教育を計画的に進めていきます。

小学校での生活の流れ《1年生の例》

(※この表は一例です。学校やお子さんの状況により授業形態や活動内容が異なります。)

通常学級時間割					特別支援学級時間割									
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
登校					8:05 ~	8:15								
朝読書・朝学習・体力づくり等					8:15 ~	8:35								
朝の会					8:35 ~	8:50								
国語	国語	学級活動	算数	道徳	1校時	8:50 ~	9:35			国語	国語	学級活動	算数	道徳
体育	算数	算数	国語	国語	2校時	9:40 ~	10:25			体育	算数	算数	国語	自立活動
中休み					10:25 ~	10:40								
音楽	体育	音楽	体育	図工	3校時	10:45 ~	11:30			音楽	体育	音楽	体育	図工
算数	国語	国語	書写	図工	4校時	11:35 ~	12:20			算数	国語	国語	書写	図工
給食					12:20 ~	13:00								
清掃・昼休み					13:00 ~	13:30								
生活	国語	生活	生活	生活	5校時	13:35 ~	14:20			生活	国語	生活	生活	生活
帰りの会					14:25 ~	14:35								
下校					14:35 ~									

※  は個別・少人数での指導

○小学校では、国語、算数、音楽、図画工作、体育、学級活動（特別活動）、道徳の学習をします。その他にも1・2年生のみ行う生活科、3・4年生から始まる社会、理科、総合的な学習の時間、外国語活動、5・6年生から始まる家庭科、外国語科があります。

6 (1) 子ども 1 人ひとりに合わせた教育②

1 人ひとりに合わせた教育体制のために

① 早期支援に向けて

- 幼稚園・保育所・相談支援専門員・児童発達支援機関と連携し、就学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 定期的に子どもの現状を把握・分析し、それをもとに全教職員で共通理解を図り、一人一人に必要な支援・指導を行います。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の児童観察や教育相談の充実を図ります。

② 各学校の相談

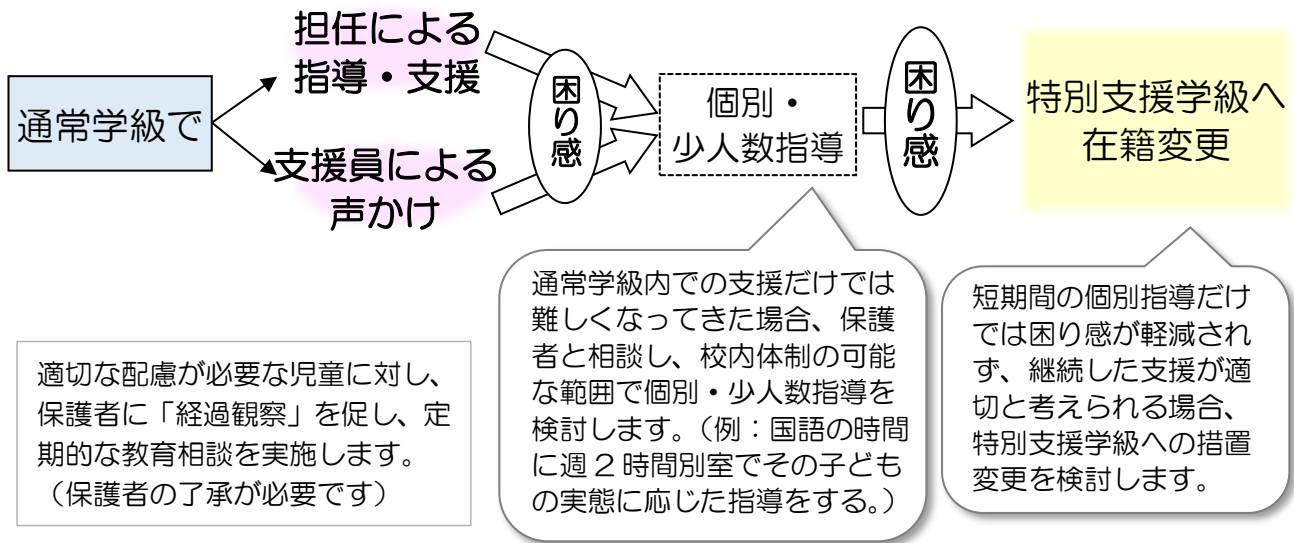
- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、誰でもいつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラー、巡回教育相談、各種専門機関などを有効活用できるように保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の支援・指導に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

③ 具体的な支援

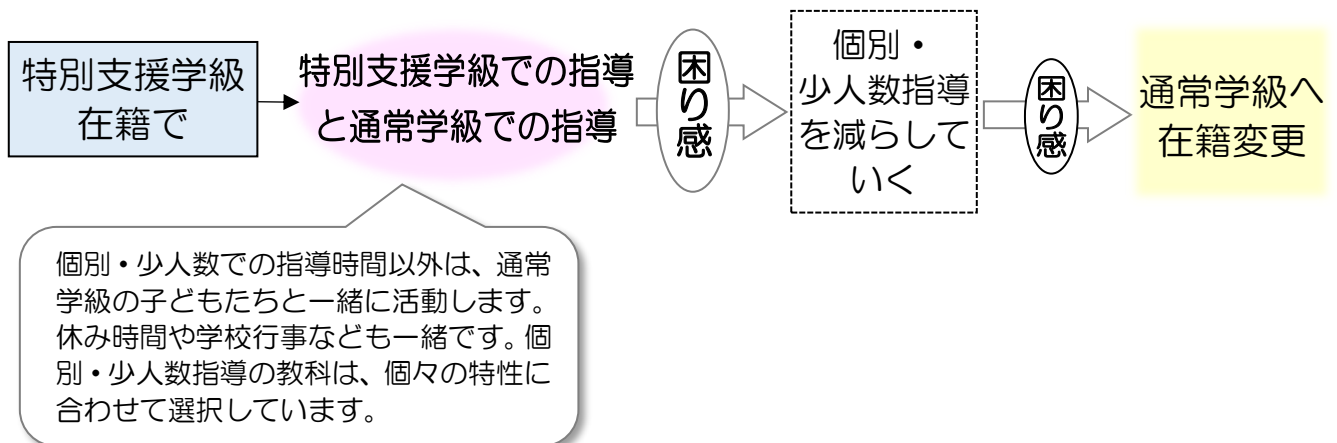
- 一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員と連携を図り、学習時や生活の中での困り感を軽減します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、希望に応じて合理的な配慮を行います。
- 中学校への引き継ぎは、継続性や一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。
- 各種研修事業やパートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業などを活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。
- 保護者・学校・関係機関との連携を図りながら、一人一人の実態に合わせた支援を行います。

6 (2) 小学校での支援体制

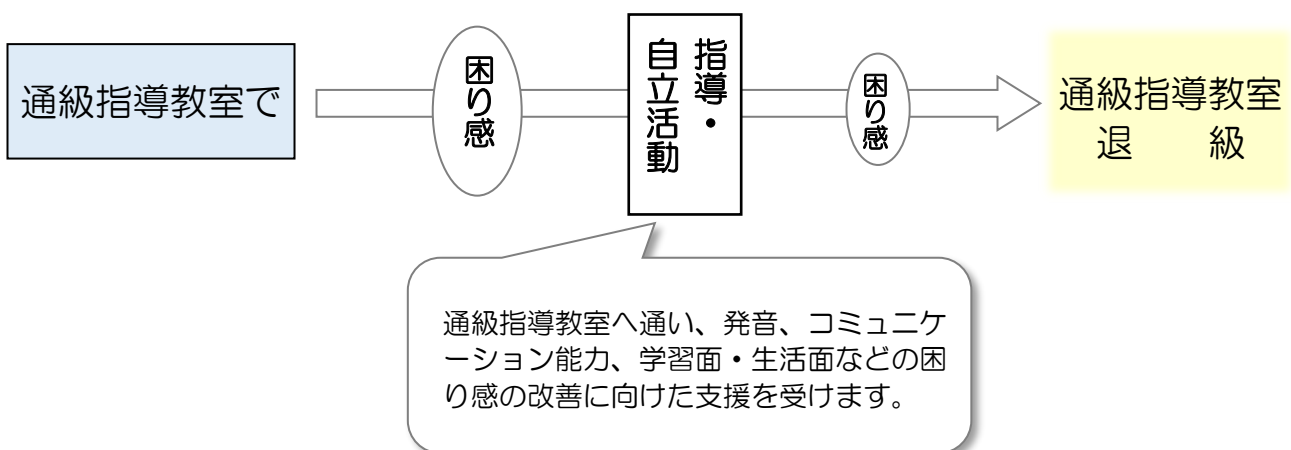
通常学級からの在籍変更



特別支援学級からの在籍変更



通級指導教室からの退級



6 (3) 小学校通級指導教室【ことばとまなびの教室】①

ことばとまなびの教室とは？

通常の学級に在籍している児童が、一部の授業を通常の学級とは別の通級指導教室（ことばとまなびの教室）で受けることを「通級」といいます。

- * 一人一人の指導目標に応じ、個別指導の形態を基本としながら、必要に応じて少人数指導を行うこともあります。
- * 通級の形態には、自分の在籍する学校の通級指導教室に通う「自校通級（扇山小児童のみ）」、通級指導教室のある学校に通う「他校通級」、通級担当者が児童の在籍する学校に行き指導する「巡回指導」があります。
- * 他校通級の場合は、保護者の付き添いが原則です。自校通級・巡回指導の場合も、可能であれば保護者の参観をお願いしています。指導後は、保護者に指導内容についてお伝えしたり、ご家庭での様子をお聞きしたりする時間を設けています。

ことばとまなびの教室には？

下記のような、広く「ことば」や「まなび」などに関わり、困り感や苦手さを抱える児童が通っています。

- * ことばの発達に遅れや偏りがある、発音（構音）の誤り
- * 学習への参加や友だちや家族等とのコミュニケーション上の困り感や苦手さ（LD および ADHD、ASD 等の診断、またはその疑いのある児童も含む）
- * 話しことばの流暢さ（吃音や早口等）や耳の聞こえにくさに伴うことばの困り感や苦手さ
- * その他、口蓋裂（こうがいれつ）等の器質的な障がい、かん黙症等の心理的要因による困り感や苦手さ

ことばとまなびの教室の指導について

特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域である「自立活動」を児童の実態やニーズに応じて、指導を行っています。

「ことば」

環境の把握・コミュニケーション

語彙・言語理解・話し合い
吃音・口腔機能・構音 など

「まなび」

環境の把握

見る・聞く・覚える
考える・理解する など

「かかわり」

人間関係の形成・コミュニケーション

自己理解・他者理解・ルールの理解・ソーシャルスキル など

「こころ」

心理的な安定・健康の保持

安心・自信・愛着・自己決定 など

「からだ」

身体の動き・健康の保持

体幹、バランス、巧緻性、協応動作 など

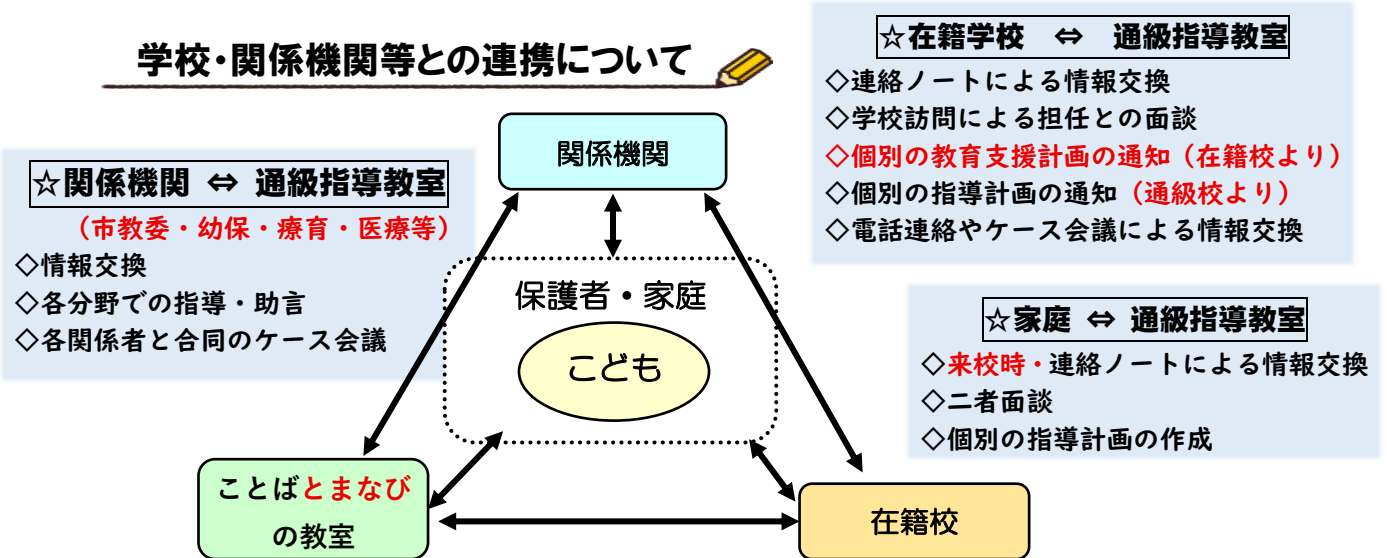
6 (3) 小学校通級指導教室【ことばとまなびの教室】②

指導の回数・時間

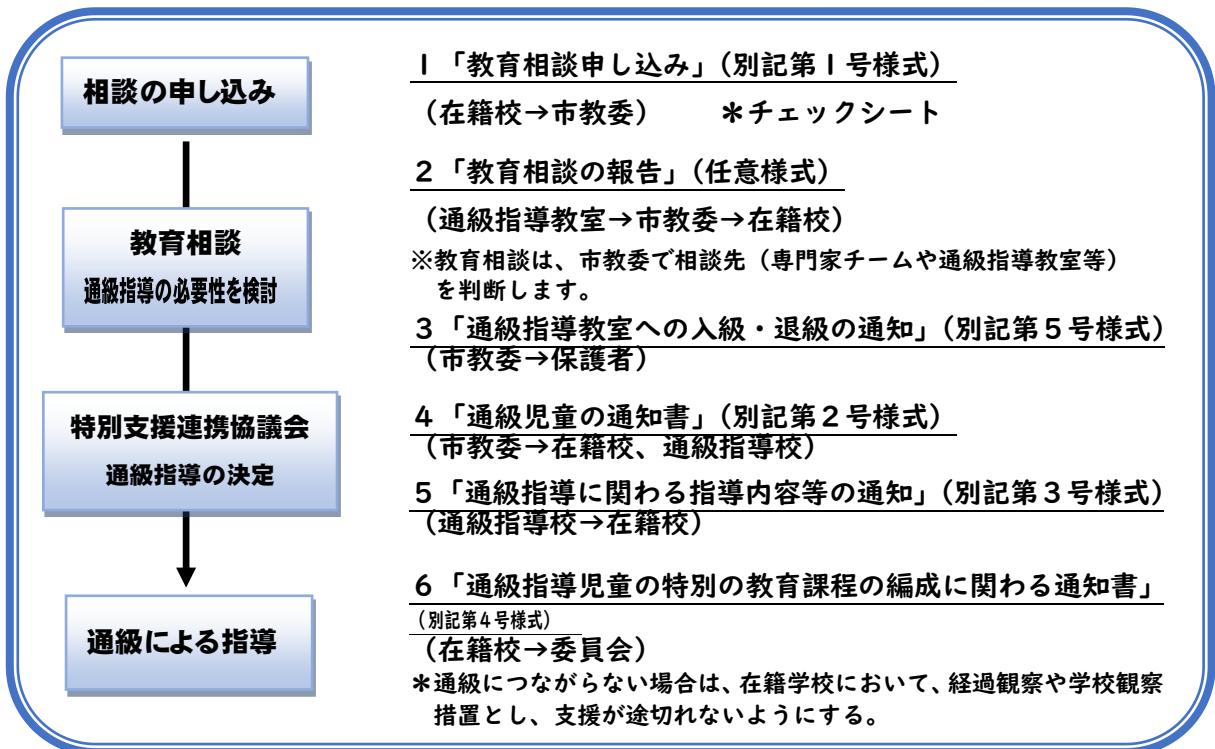
児童の実態やニーズに応じて、週に最大8時間まで通うことができますが、おおむね週1～2時間の指導を行うこととしています。指導時間は、小学校の授業時間に合わせ、45分間を基本としています。

日課は、指導を受ける学校の日課に合わせて行います。他校通級の場合は、移動時間を考慮し、開始時刻や終了時刻を弾力的に運用する場合があります。

学校・関係機関等との連携について



相談・利用の流れ



7 (1) 子ども1人ひとりに合わせた教育

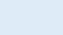
基本方針(中学校)

- ・未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくりまします。
- ・将来を見据え、本人の関心やよさを生かした進路選択ができるように、保護者との教育相談や高等学校・特別支援学校（高等部）などの学校見学や進路相談を進めていきます。

中学校での生活の流れ《1年生の例》

(※この表は一例です。学校やお子さんによって授業形態や活動内容が異なります。)

通常学級時間割					特別支援学級時間割										
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金						
登校					～	8:20				登校					
学活					8:20	～	8:35				学活				
国語	数学	数学	社会	理科	1校時	8:40	～	9:30		自立活動	数学	数学	社会	理科	
社会	理科	国語	美術	社会	2校時	9:40	～	10:30		社会	理科	国語	美術	社会	
数学	社会	体育	英語	国語	3校時	10:40	～	11:30		数学	社会	体育	英語	国語	
理科	技術・家庭	英語	数学	体育	4校時	11:40	～	12:30		理科	技術・家庭	英語	数学	体育	
給食					12:30	～	13:00				給食				
昼休み					13:00	～	13:15				昼休み				
音楽	体育	理科	総合	英語	5校時	13:20	～	14:10		音楽	体育	理科	総合	英語	
英語	学活	道徳	総合		6校時	14:20	～	15:10		英語	学活	道徳	総合		
学活					15:15	～	15:25				学活				
清掃					15:25		15:35				清掃				
下校(部活動)					15:35	～					下校(部活動)				

※  は個別・少人数での指導

- 1時間の授業時間は、小学校の45分から中学校は50分になります。中休みはありません。
- 通常学級・特別支援学級どちらも学級担任以外に、各教科によって指導する教員が変わります(教科担任制)。

7 (1) 子ども 1 人ひとりに合わせた教育②

1 人ひとりに合わせた教育体制のために

① 教育的ニーズの把握

- 小学校と連携し、入学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 定期的に子どもの現状を把握・分析し、それをもとに全教職員で共通理解を図り、一人一人に必要な支援・指導を行います。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の生徒観察や教育相談を図ります。

② 各学校の相談

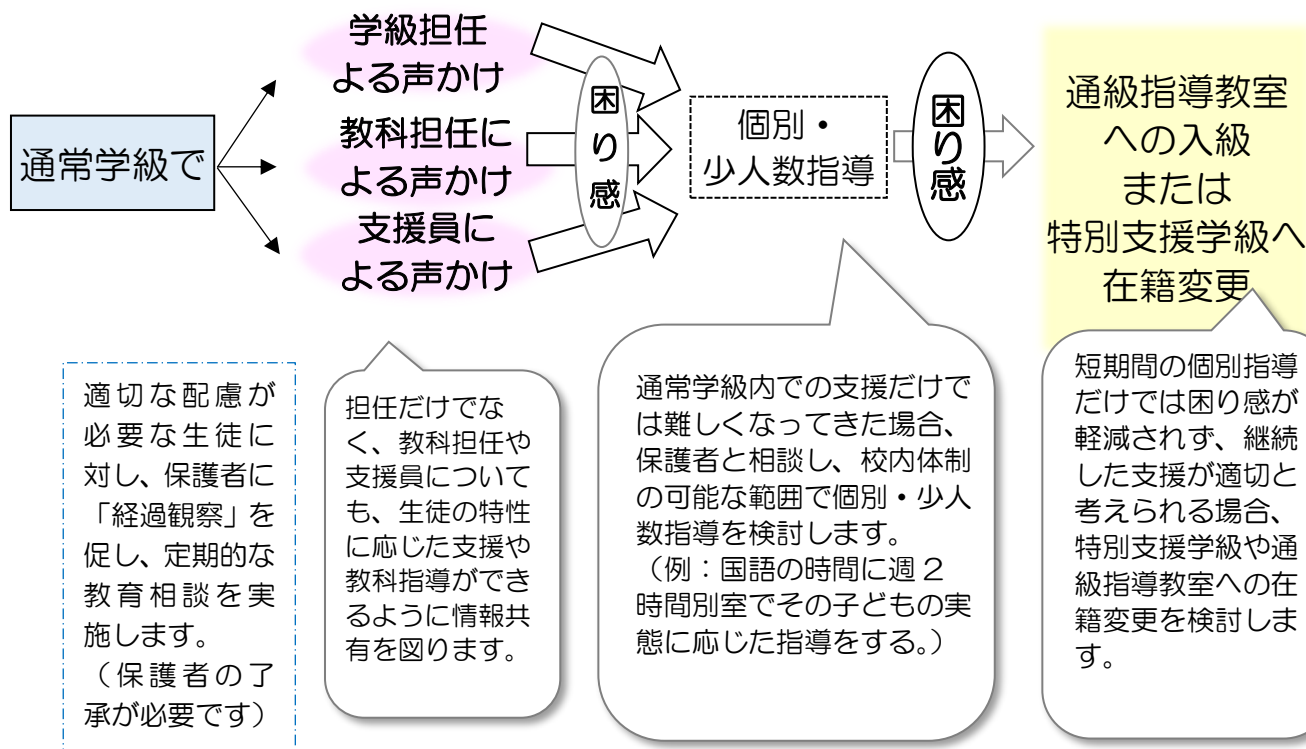
- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、誰でもいつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラー、巡回教育相談、各種専門機関などを有効活用できるように保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の支援・指導に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

③ 具体的な支援

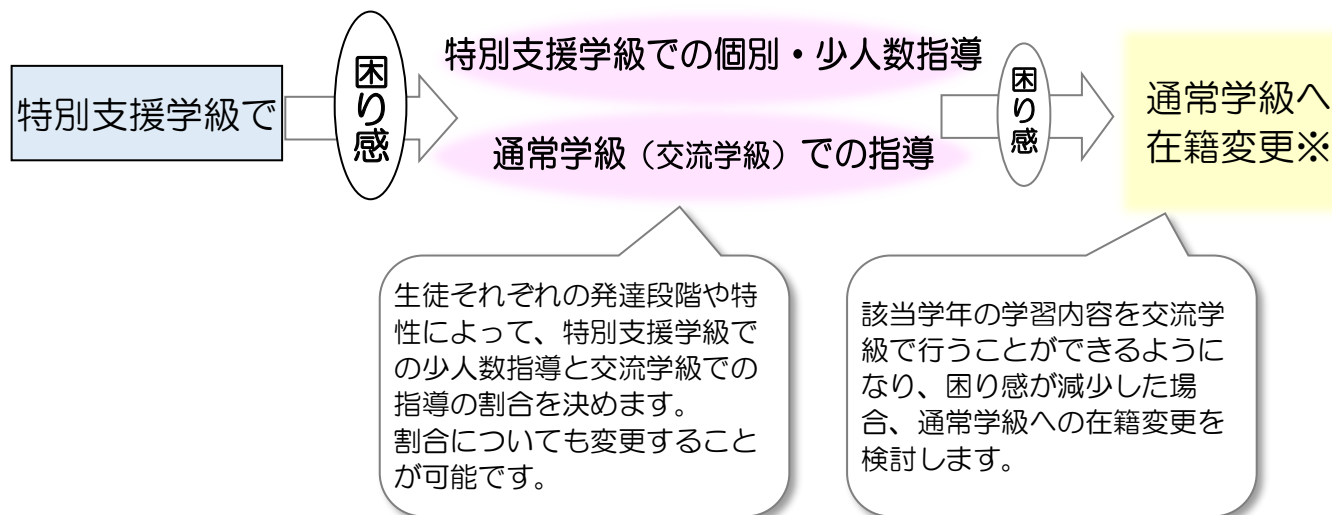
- 一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員と連携を図り、学習時や生活の中での困り感を軽減します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、希望に応じて合理的な配慮を行います。
- 進学先への引き継ぎは、継続性や一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。
- 各種研修事業やパートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業などを活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。
- 保護者・学校・関係機関との連携を図りながら、一人一人の実態に合わせた支援を行います。

7 (2) 中学校での支援体制

通常学級からの在籍変更



特別支援学級からの在籍変更



※特別支援学級から通常学級へ在籍変更する際、通級指導教室の利用を促します。
生徒に合わせた内容の自立活動を継続し、必要な力や学校生活への自信を身につけることを目指します。

7 (3) 中学校通級指導教室①

中学校通級指導教室について

- * 設置校は富良野東中学校、富良野西中学校です。
- * 巡回校は麓郷中学校、樹海学校です。通級指導教室担当者が巡回をして指導を行います。
- * 通常学級に在籍していて、下記のような困り感を抱える生徒が通っています。
 - ・対人面などのコミュニケーション上の困り感がある生徒
 - ・学習（授業）への参加が難しい生徒（ADHD や LD 等の診断や疑いのある生徒）
 - ・読み書きや発音面で困り感や苦手さがある生徒 など
- * 個別に配慮された場を生かし、不登校の生徒に対して、自己肯定感を高めながら不安感を軽減し、集団参加への意欲やスキルを高めるためのサポートも行っています。

中学校通級指導教室の指導

特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域である“自立活動”を参考に、生徒の実態やニーズに応じて指導を行っています。

① 担当の先生との関わりを通して

- 自己理解～「得意なことや苦手なこと」「こうするとわかりやすいな」「こうすると自分のペースで学習がしやすいな」と気付く。
- 自己発信～「思っていること」「感じていること」「心配なこと」「困っていること」を伝える。
- 状況改善の見通し～「今すぐできそうなこと」「今後やれそうなこと」「周りから得られるサポートってこれだな」と見通しをもつ。
- 安心感・信頼感～「安心できる場所がある」「信頼できる人がいる」などという選択肢をもつ。

② 制作活動を通して

- 自己選択・計画・完成までの見通しをもった作品づくり ○集中力の持続
- 手先の器用さの向上 ○達成感・満足感 ○自己表現・柔軟な思考

③ アナログゲームを通して

- ルールを守って楽しむ・順番を待つ・負けたときの自分の気持ちのコントロールをする
- 相手とのコミュニケーションを深める・自分の事について話す
- 見通しをもつ・たくさんの情報を組み合わせたり、順序立てて考えたりする
- 相手と相談や協力をして、達成感を味わう

通級指導教室で行う学習面の指導

困っている背景を考え、生徒の実態に応じたトレーニングや覚えやすい方法を見つけ、生徒の力を高めることを目的としています。

担任の先生や教科担任の先生、保護者からの情報、指導担当者の見取り、生徒の話、発達検査の結果、専門機関などの意見から背景を探ります。

指導では、ビジョントレーニング、カラーマス、フラッシュカード、語呂、授業で扱う道具の練習など見え方や記憶、覚え方、道具の操作などを行います。

通級指導教室でできない学習面の指導

通級指導教室は、学力向上を目的とした場所ではありません。

○特定の教科の補充

通常学級の授業を抜けて通級指導を受けた分の遅れを補充するための指導はできません。

○学習内容そのものの指導

特定の単元の内容を基礎から教えるといった、通常学級で行われる学習内容そのものの指導はできません。

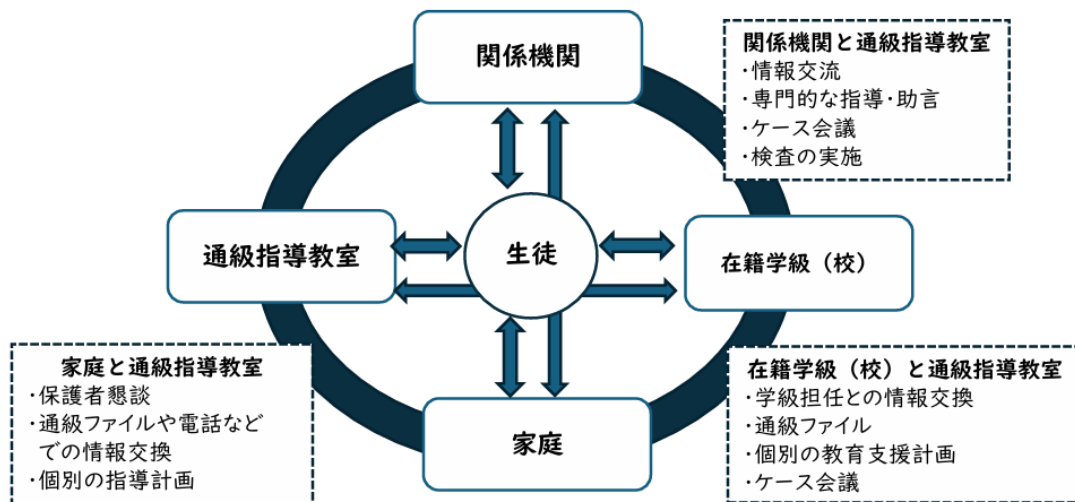
7 (3) 中学校通級指導教室②

指導の日課表

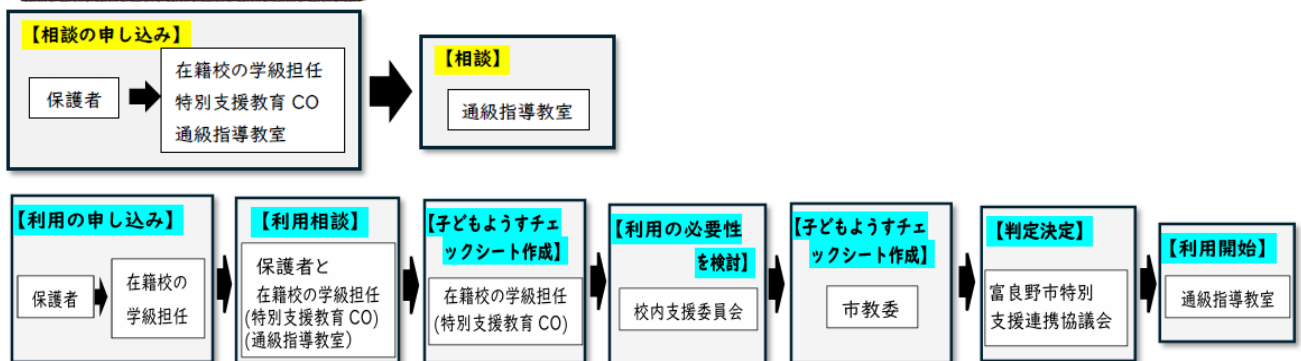
	月	火	水	木	金
1時間目	○	○	○	○	○
2時間目	○	○	○	○	○
3時間目	○	○	○	○	○
4時間目	○	○	○	○	○
給食					
5時間目	○	○	○	○	○
6時間目	○	○	○	○	○
放課後	○	○	○	○	○

- *指導は1回につき50分間です。
- *指導時間は、「1～6時間目」「放課後」です。
- *利用したい曜日や時間などは生徒の希望を踏まえ、決定します。時間割は行事や部活、授業の偏りを考慮し、毎週設定します。
- *設置校(富良野東中学校、富良野西中学校)は、どの時間帯でも指導時間を希望できます。
- *巡回校(麓郷中学校、樹海学校)は、通級指導教室を利用できる曜日に限りがあります。

学校・関係機関等との連携について



相談・利用の流れ



利用決定後の通知書

- 通級指導教室への入級・退級通知(別記第5号様式) ●市教委→保護者
- 通級生徒の通知書(別記第2号様式) ●市教委→在籍校、通級指導校
- 通級指導に関わる指導内容等の通知(別記第3号様式) ●通級指導校→在籍校
- 通級指導生徒の特別の教育課程の編成に関わる通知書(別記第4号様式) ●在籍校→市教委

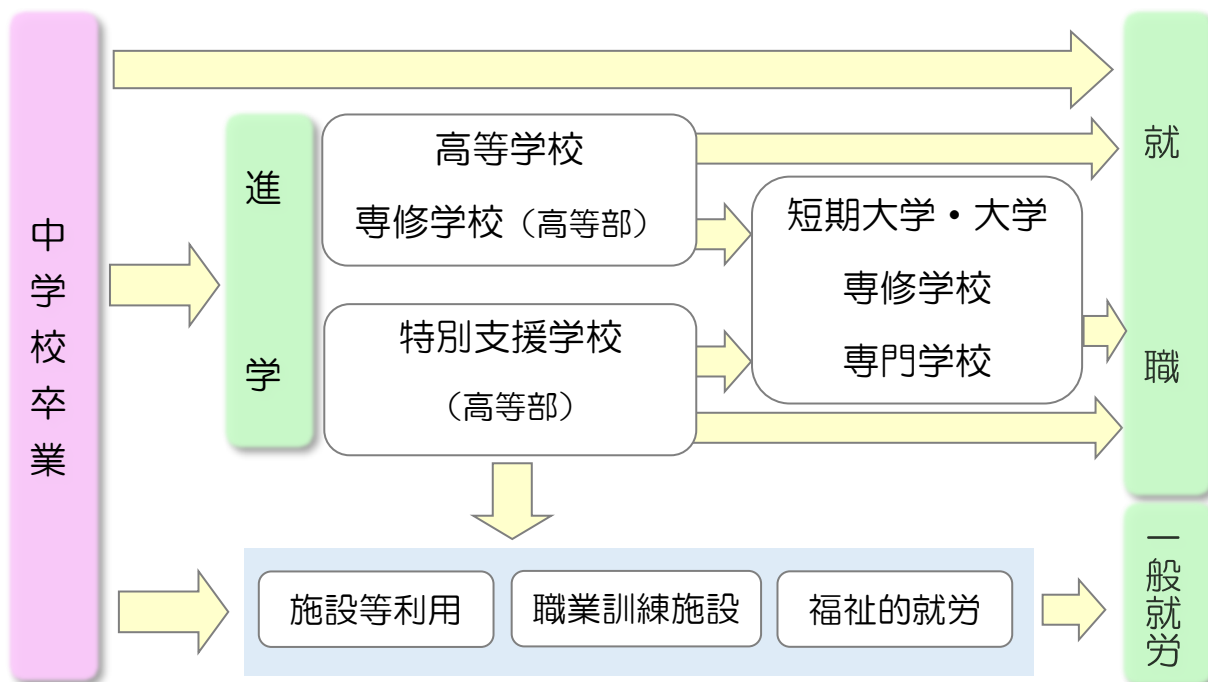
7 (4) 中学校における進路指導

中学校の評価について

- Ⅰ 特別支援学級（知的障がい）… 5段階評定ではなく、各教科の文章記述による成績評価
- Ⅱ その他の特別支援学級 … 絶対評価による5段階評定で成績評価

※ただし、生徒に応じて特別支援学級（知的障がい）でも5段階評定を行う場合（普通高校への進学等）やその他の特別支援学級でも特別支援学級（知的障がい）に準じた評価をすることがあります。

中学校卒業後の進路



進路相談について

個別の学校見学、個別面談、進路相談等、1年生のうちから生徒と保護者に多くの情報提供や選択肢を提示し、生徒の希望進路を決定していきます。

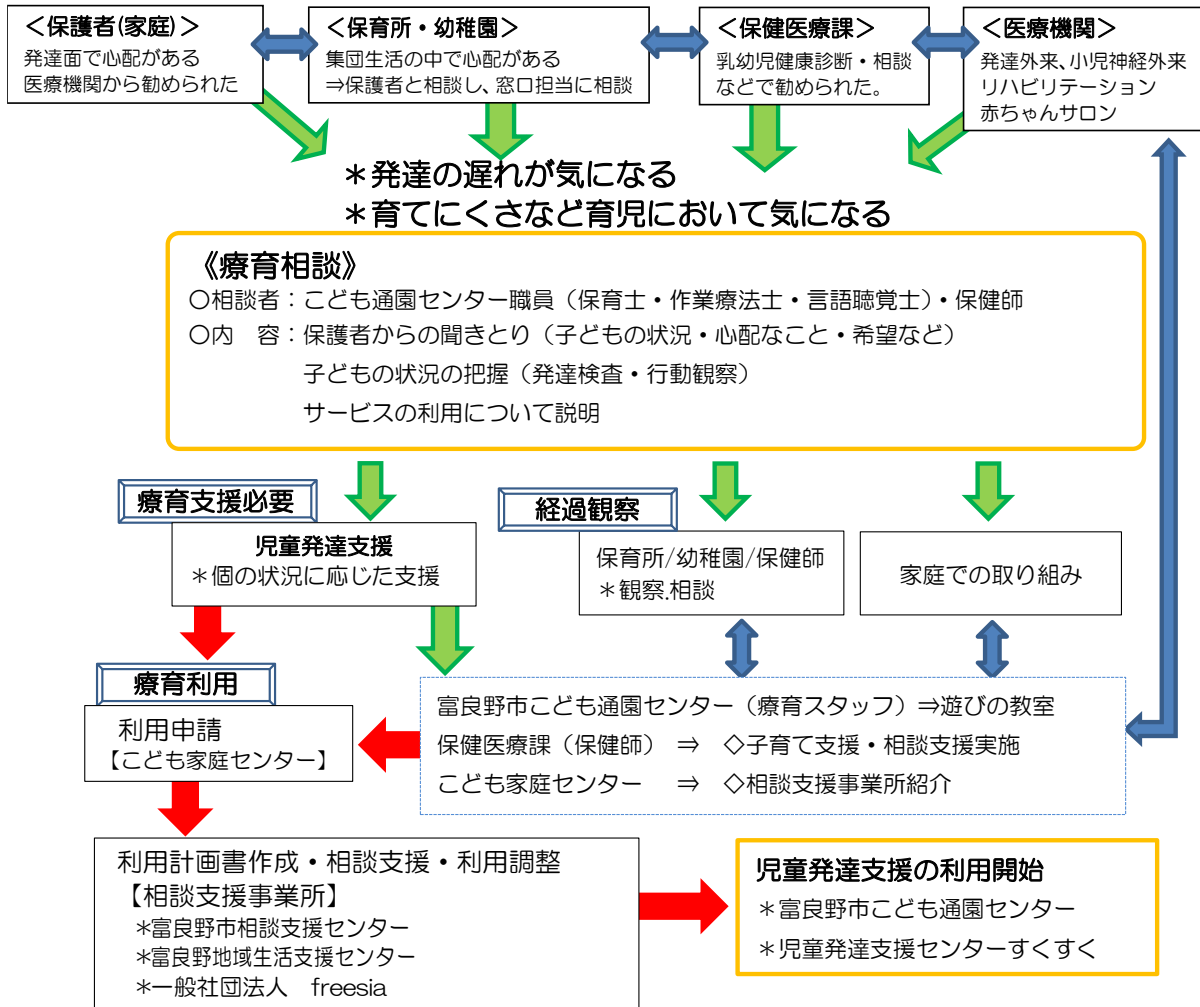
進学後の生活に向けて

基本的な生活習慣（返事やあいさつ、時間通りに生活する、持ち物の管理、整理整頓、身だしなみを整える等）が身に付くよう指導します。他者理解や人間関係づくりができるようソーシャルスキルトレーニングなどを行います。

*保護者の了承のもと、進学先に「個別の教育支援計画」を活用しながら引継ぎを行い、これまでの成果や課題を共有します。

8 (1) 早期療育の連携図とサービス申請の流れ

【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



8 (2) 児童福祉サービス

児童発達支援

心身やことばの発達に心配のある就学前の子どもに対し、専門の指導員が療育（日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応や身体障がいに対する機能訓練）を通じて、その発達を促すための指導や助言を行います。

保護者からの相談や幼稚園・保育所から助言、医療機関からの勧めなどにより、療育相談を行い子どもの状況を把握し、サービスの利用へとつながります。

施設名	こども通園センター「なかよし教室」	児童発達支援センター「すくすく」
利用者負担	250円/回 ※住民税非課税世帯、3～5歳児は、利用者負担なし	
内容	個別・小集団での療育指導 (保護者の同席が必要)	個別・小集団での療育指導 (食事訓練、送迎あり)
窓口	富良野市こども家庭センター（保健センター2階） TEL:39-2335	

相談支援専門員が保護者の意向を確認の上、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングや会議を実施します。小学校就学前の3月には、保護者や関係機関、小学校担当者などで、これまで取り組んできた支援内容や就学後の心配事、必要な支援などについて引き継ぐ会議を行っています。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや特別支援学級に在籍しているなどの小学生以上の子どもに対し、放課後の時間を使い、行動やコミュニケーション、身体の機能訓練などの療育指導を行います。また、日常生活に必要な実習体験や地域交流、施設外活動なども行います。

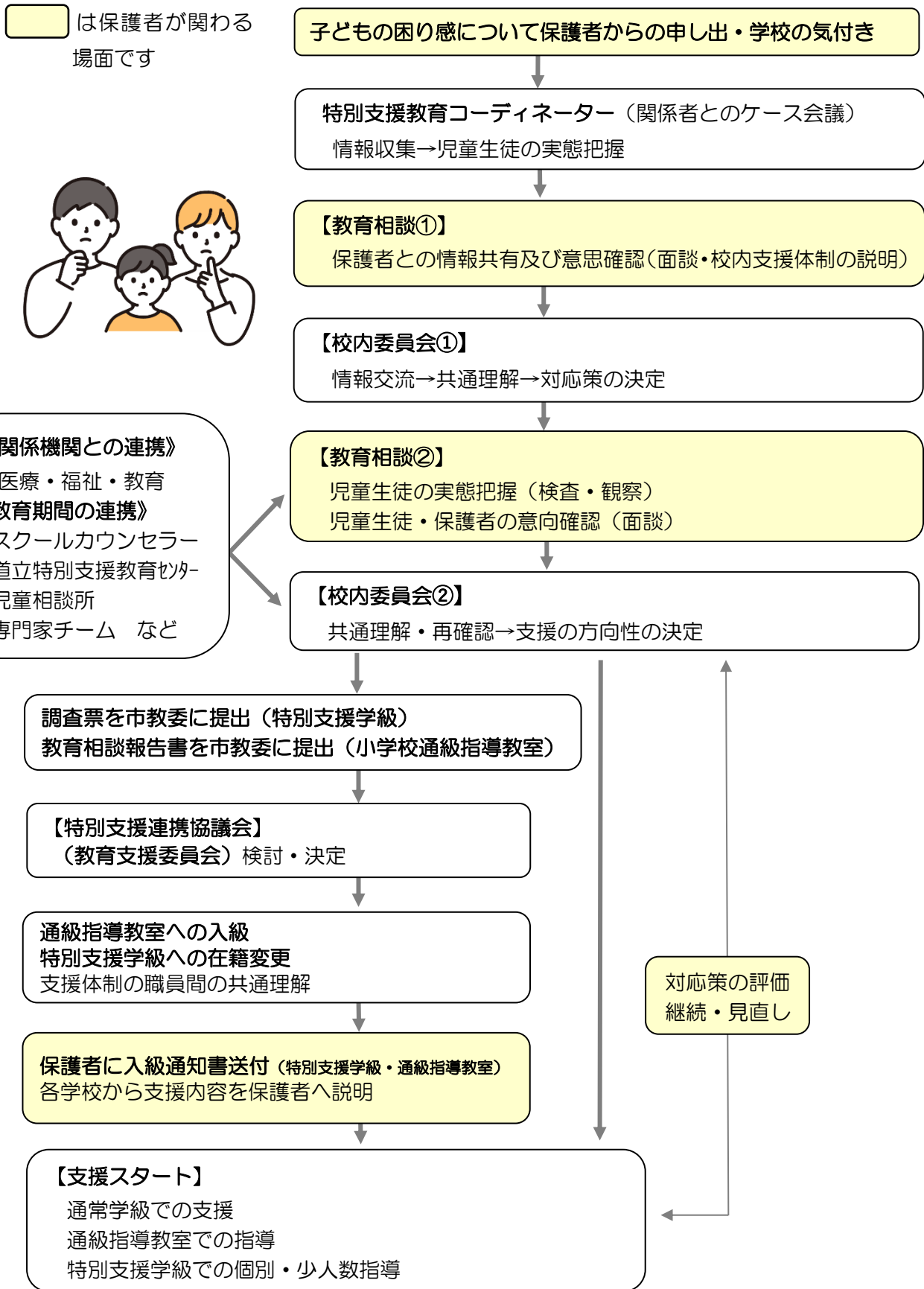
施設名	放課後等デイサービス「のーびる」
利用者負担	利用料の1割負担 ※課税状況による上限月額あり
窓口	富良野市こども家庭センター（保健センター2階） TEL:39-2335

日中一時支援

保護者の就労や一時的な休息のため、特別支援学級に在籍しているなどといった支援の必要な小学生以上の子どもに対し、安全で安心して過ごせる場を提供しています。放課後等デイサービスとの併用が可能です。

施設名	タイムケアセンター えくぼ
利用者負担	無料（おやつ代など実費負担あり）
窓口	保健福祉部福祉課（複合庁舎2階） TEL:39-2211

9 (1) 学校における支援実施までの流れ



9 (2) 子どもに関する相談支援

家庭児童相談室とは？

家庭児童相談室とは、家庭児童相談員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談をお受けしているところです。来所による相談のほか、電話による相談にも応じています。

子どもの育ちや行動に不安を抱えている保護者の方は、お気軽にご相談ください。家族の思いに寄り添いながら、良い支援の方向を探し、必要ならば専門機関とつながるお手伝いをします。

次のような相談に応じています。

- | | |
|--------------------|------------------|
| *親子・家庭関係に関する相談 | *子どもの心身の発達に関する相談 |
| *いじめ・対人関係・不登校などの相談 | *反抗・家庭内暴力などの相談 |
| *その他 子どもに関する相談 | |

問い合わせ先：こども家庭センター(Tel.39-2335)

児童虐待防止

子どもの虐待とは、親または親に代わる者で、子どもを現に監護している者（保護者）や保護者以外の同居人が、子どもに対して身体的に危害を加える、適切な保護や養育を行わないこと等によって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことをいいます。子どもの虐待は、人権侵害であるとともに、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）を疑うような場面に遭遇したときは、迷わずに連絡してください。

虐待を受けたと思われる子どもを発見したら

もしかしたら虐待を受けているのかもと思われた場合や、子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう悩みをお持ちの方は連絡してください。

虐待の通報・連絡及び相談先

- | | |
|---------------------------|--|
| ・こども家庭センター | 0167-39-2335
(8:30~17:15) |
| ・児童相談所虐待対応ダイヤル | 189 (いちはやく) *局番なし
→近くの児童相談所につながります (通話無料) |
| ・子ども安心ホットライン
(子ども虐待相談) | 011-622-0010
(24時間365日受付) |
| ・旭川児童相談所 | 0166-23-8195 |

10 (1) 発達検査等・療育手帳①

発達検査・知能検査とは？

子ども一人一人の発達の状態について様々な視点から客観的な評価を行い、発達の偏りや得意な項目・不得意な項目を知ることによって学習や指導、支援の方法につなげるための検査です。また、考え方や検査への向き合い方等から、集中力や注意力、こだわりの有無等についても詳しく評価することができます。

《発達検査》

主に乳幼児期に行われます。運動・認知・言語面の心身の発達を全体的に評価します。

(代表例：遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版 K 式発達検査 2001 等)

《知能検査》

知能を測定する検査です。認知や処理能力等を様々な視点から詳しく評価します。

(代表例：WISC-V 知能検査、田中ビネー式知能検査 V 等)

これらの検査は、何度も行うと正しい評価ができないため、一定以上の期間を空ける必要があります。検査を受ける場合は、事前相談の際に過去にどの検査を受けているのかを伝えてください。

また、発達検査・知能検査を受けることは、単に数値の結果として見ることはありません。保護者や教員が子どもの現状を知ることにより、今後の有効な支援の方法につなげ、日常生活や教育の現場で生かすことが重要です。

発達検査・知能検査はどこで受けられる？

機関名	部署名	電話	備考
旭川児童相談所 (巡回相談)	こども家庭センター	39-2335	毎月 1 回、事前予約必要 ※療育手帳の判定、再判定
北海道立特別支援教育センター (巡回教育相談)	教育委員会 (教育支援課)	39-2320	年 1 回、事前予約必要
富良野市 特別支援連携協議会	教育委員会 (教育支援課)	39-2320	随時、事前相談必要
富良野協会病院	小児科 (発達外来)	23-2181	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ
北海道立旭川子ども 総合療育センター	小児科	0166-51-2126	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ

10 (1) 発達検査等・療育手帳②

療育手帳とは？

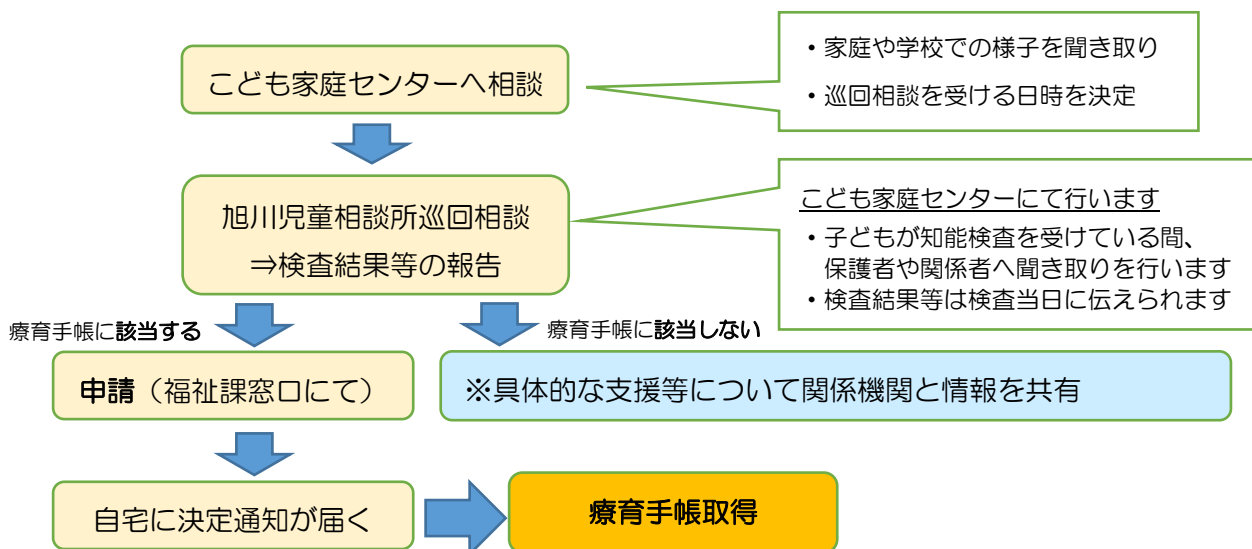
療育手帳は、知的障がい（先天性又は出生時の事故等により脳の機能の知的な発達が遅れている状態で、社会生活や学習等に困り感が生じる障がい）があると判定された方に交付されます。北海道では、検査結果で知的障がい認められない場合でも同程度の困り感を総合的に判断し、手帳が交付される場合があります。

療育手帳を取得すると？

経済的・日常生活等におけるメリット	
<ul style="list-style-type: none"> 各種税金の減免・免除 公共交通機関の割引 医療費助成 公共施設の利用料や通信料の減額など 	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金や各種手当支給の判断材料となる 就学の進路の選択肢が広がる (高等学校・特別支援学校高等部など) 就労支援制度等様々な援助を受けられる (一般就労・福祉的就労) など

特に成長期における教育・医療・療育等においては、手帳を取得することにより、必要な支援を受けることや本人の可能性を広げることにつながります。

相談から療育手帳取得申請までの流れ

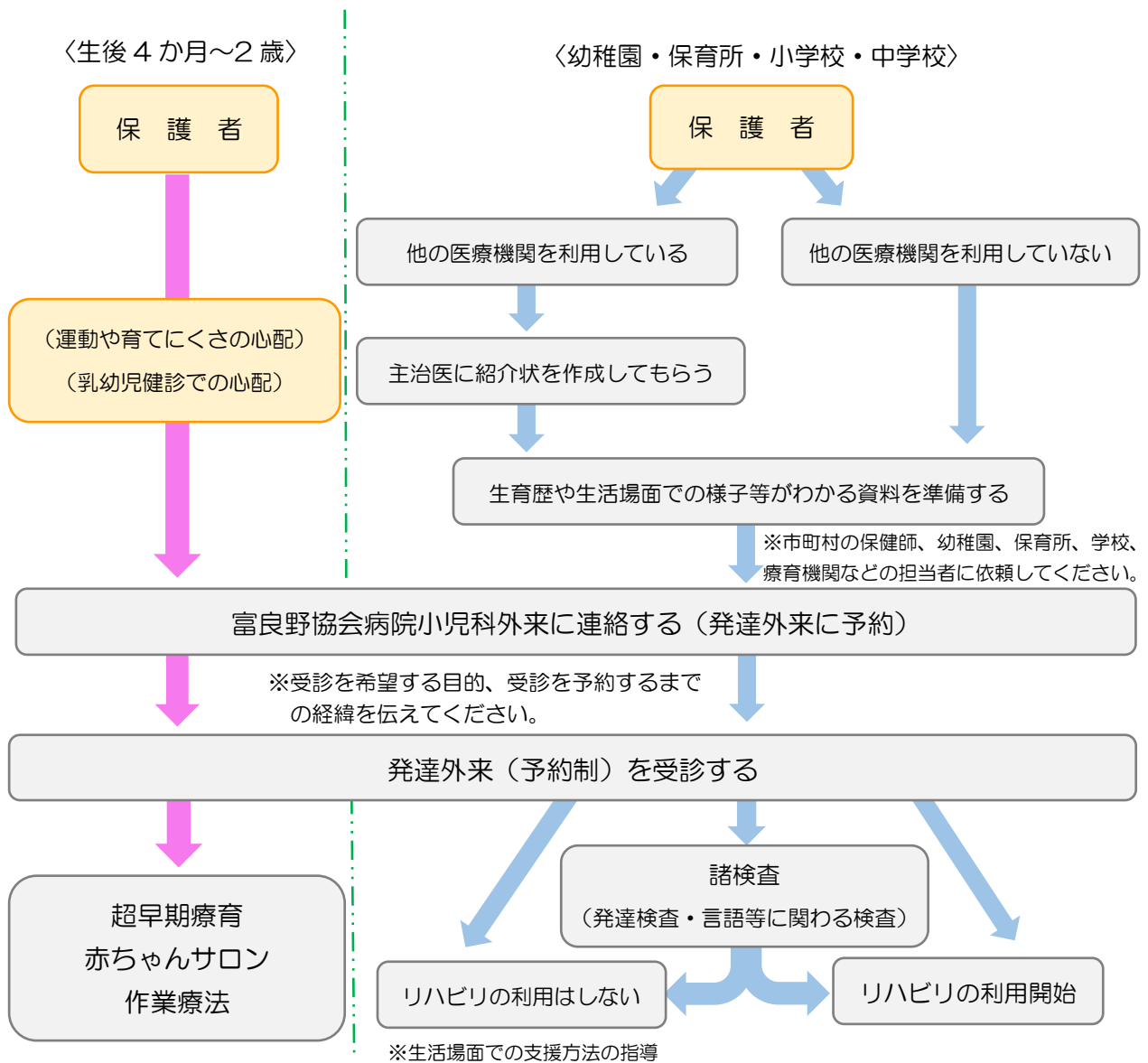


療育手帳に関する問い合わせ先

新規相談・判定、再判定	富良野市こども家庭センター (保健センター2階)	39-2335
療育手帳申請・交付、変更申請、再交付	福祉課（複合庁舎2階）	39-2211

10 (2) 医療との関わり

富良野協会病院小児科リハビリまでの流れ



療育支援事業について

富良野市教育委員会では、富良野協会病院に委託し、リハビリテーション科の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による指導者等に向けた療育相談を行っています。

<相談内容の例>

- ①スタッフへの療育相談や療育指導
- ②ケース会議への参加
- ③子どもの指導に関わること

事業の利用を希望する際は、富良野市教育委員会やお子さんが在籍している学校へお伝えください。

10 (3) 各種相談機関の連絡先

【富良野市内小中学校】

学校名	住所	連絡先
富良野小学校	富良野市若松町10番1号	0167-23-2114
扇山小学校	富良野市緑町8番20号	0167-22-3255
東小学校	富良野市北麻町8番1号	0167-22-4895
麓郷小中学校	富良野市字南麓郷	0167-29-2021
鳥沼小学校	富良野市字東鳥沼	0167-22-2903
山部小学校	富良野市山部東町8番64号	0167-42-3091
富良野東中学校	富良野市瑞穂町1番30号	0167-22-2770
富良野西中学校	富良野市桂木町1番1号	0167-22-2318
樹海学校	富良野市字老節布5007番地1	0167-27-2307

【行政機関】

担当課	住所	連絡先
教育支援課	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2320
こども未来課	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2223
こども家庭センター	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2335
保健医療課	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2200
福祉課	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2211

【療育・医療機関等】

施設名	住所	連絡先
こども通園センター	富良野市弥生町1番3号	0167-22-2091
すくすく	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
のーびる	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
ピ－玉	富良野市栄町20番10号	0167-23-6689
富良野地域生活支援センター	富良野市本町12番5号	0167-22-3933
富良野協会病院	富良野市住吉町1番30号	0167-23-2181
道立特別支援教育センター	札幌市中央区円山西町2丁目1番1号	011-612-5030
旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目	0166-23-8195



富良野市第5次特別支援教育マスタープラン
(子ども支援ガイドブック)

令和8年3月発行
発行者 富良野市教育委員会